

下松ジュニアソフトテニスクラブ

規 約

(目的)

1 この規約は、下松市のソフトテニス愛好する小学生と、ソフトテニス指導員により組織する下松ジュニアソフトテニスクラブについて定める。

(名称)

2 このソフトテニスクラブ(以下クラブという)の名称は、下松ジュニアソフトテニスクラブとする。

(構成)

3 クラブは次の者で構成する。

- (1) クラブ員
- (2) 会長・部長及び指導員
- (3) 事務局

(クラブ員)

4 クラブ員とは、クラブに入会手続きをした原則として市内在住の、3年生以上を対象とした小学生をいう。

(部長及び指導員)

5 部長とは、下松市内在住のソフトテニス愛好者で、クラブの運営を行なう者の中より選出された代表責任者をいい、その他の者を指導員という。

(事務局)

6 事務局はクラブの運営を円滑に行なうための、入会手続き、案内等の業務を行う。事務局は原田歯科医院内に置く。

(入会手続き)

7 クラブへの入会は、入会申込書(兼承諾書)に必要事項を記入のうえ、入会金、年間クラブ運営費及び、年間スポーツ障害保険料を納める。
尚、原則として入会手続きに要した費用については、途中退会した際には返却しない。

(脱会手続き)

8 クラブからの脱会は、事務局へ脱会手続きをするものとする。

(活動)

9 クラブはソフトテニスを通じてクラブ員に対し次の活動を行なう。

- (1) ソフトテニス競技の知識、技能の向上育成
- (2) 健全なスポーツマンシップの養成
- (3) 心身の鍛練と親睦活動への指導
- (4) その他教育的事項

(その他)

10 その他

- (1) クラブ活動中の不慮の事故等による障害発生に対しては、クラブとして責任を負わない。
- (2) 自宅からテニスコートまでの送迎は、保護者において責任をもって行なうこととする。
- (3) 入会するに際しては、クラブの勤めるスポーツ障害保険に加入することを原則とする。
- (4) クラブの勤めるスポーツ障害保険以外の障害保険にも加入することを勧める。
- (5) 本クラブ規約は必要に応じて改訂することができる。

(実施年月)

11 この規約は平成15年4月1日から実施する。

附則

- (1) 本クラブに入会するときは、保護者の承諾を得て入会申込書(兼承諾書)を提出し、指導者側で検討の上入会申込書を受理する。
- (2) クラブの運営費については別途協議する。
- (3) きまりや、約束を守らない者及び連絡無しに休むものは退会させることがある。